

たまがわ つるみがわ さがみがわ 川の市民情報

2020年
11国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所RCM事務局 URL : <http://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/>
TEL : 045-503-4015 FAX : 045-503-4092 メール / ktr-keihia50@mlit.go.jp

リバーシビックマネージャー(RCM) : 住民のボランティア活動の一環として、河川管理の支援をしていただくことを目的に創設された制度です

R2後期履行検査(平面)を実施

京浜河川事務所では、11月に令和2年度後期の履行検査を実施しました。

川へお出かけになると、堤防の上に歩道、高水敷に公園、運動場、また川をまたいで設置されている道路や鉄道の橋梁、下水処理施設や雨水の排水樋管などさまざまな施設を目にされることと思います。

これらは、主に地方自治体などが河川法に基づいて河川管理者の許可を得て設置したもので「許可工作物」といいます。

「許可工作物」は川の中に設置されるものですから、きちんと維持管理をしていないと出水の際などに大きな被害がでる恐れがあります。

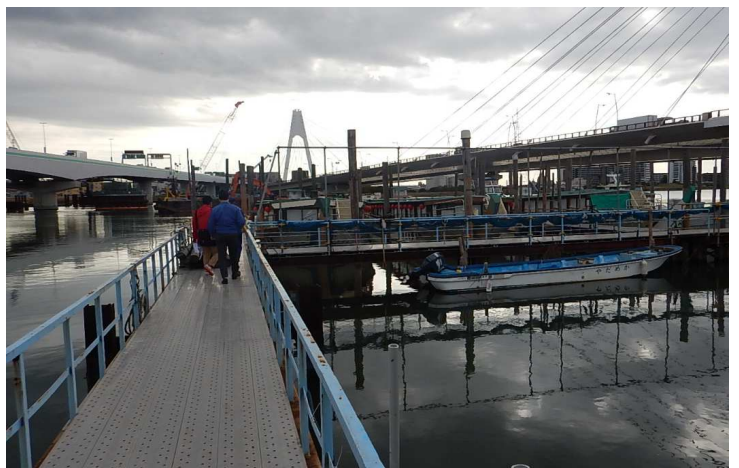
そこで河川管理者は、許可を行う際にさまざまな条件を付します。

関係法令やこれらの条件を守ってきちんと維持管理がされているかを確認するために、年に1度河川管理者が現地に赴いて、「許可工作物」設置者（「施設管理者」といいます）の立会のもと検査を実施しています。

これを「履行検査」といいますが、京浜河川事務所の場合「許可工作物」の件数が多数に渡るため、これを二つに分けて、春に1回、秋に1回行っています。裏面へ続く→



▲施設管理者から維持管理状況について説明を受ける



▲橋樑、係留場の検査

▼公園の検査



→表面より続く

春には、橋梁や樋管などの構造物を検査し、今回の秋は、運動場、公園、歩道などいわゆる平面的に占用しているものが対象です。

検査の内容は、工作物が申請どおりのものであるか、申請にない工作物が設置されていないか、工作物が損傷していないか、公園のベンチや簡易トイレなど出水のときにきちんと撤去できる体制になっているか、グラウンドのフェンスなどが転倒式の場合機能するか、占用標示板が適切に設置されているか、占用範囲が杭などで明示されているか、これまでの出水時の対応はどうだったかなどです。

上記に不備、不具合がある場合は是正してもらいます。

検査箇所は、多摩川、鶴見川で約270箇所、京浜河川事務所職員延約70名が延23日間に渡り検査を実施しました（相模川については春に全て検査済みです）。



▲占用標示板



▲占用境界杭



▲占用者と一緒に図面を確認中

競走馬訓練場の検査▼



←漕艇関連施設の検査▲→

RCM活動報告 令和2年10月

今回は、御報告ありませんでした！

皆様からの積極的な御報告をお待ちしております！！

RCM事務局より

昨年度は大きな台風が京浜事務所管内にも2回来ましたが、今年度は昨年度ほど大きな台風もなく非出水期（11月から5月を非出水期、6月から10月を出水期といいます）を迎えられ、また、今年度2回目の履行検査も終えホッとしているところです。急に寒くなってきましたが川へお出かけの際は温かい格好で体調管理にお気をつけ下さい。コロナ禍で分科会を開催できていませんが、再開できる状況になって皆様にお目にかかれる日を楽しみにしています。

RCM事務局 鈴木、関屋